

「経営所得安定対策下における集落営農組織の設立等が地域農業、農地利用集積等に与える影響に関する分析」

吉田 行郷

新たに導入された水田・畑作経営所得安定対策の下、各地域で集落営農組織の設立等が地域農業や農地の利用集積等にどのような影響を生じさせるかについて継続的に把握・検証し、今後の地域農業の発展の方向性と農業構造の変化を予測するための研究を19年度より3年間の予定で実施しているが、本研究会では、69の集落営農組織と30人の認定農業者を対象として実施した初年度の調査・分析の成果について紹介する。

まず、具体的な効果ごとに、調査対象組織のうち効果が出ている組織の割合をみると、①農地の維持・保全や利用集積で6割、②若い担い手の確保で6割、③機械所有の合理化で8割、④新規部門の導入による高齢者の活用・経営の安定化で3割となっている。また、新たに立ち上げられた集落営農組織(46組織)は、既に集落営農組織としての活動実態があった組織(23組織)に比べると、効果の出ている集落営農組織の割合が低くなっているものの、このような立ち上げ間もない組織でも、いずれかの効果が出ている組織の割合は8割と高くなっている。今後、対策の導入を機に新たに立ち上げられた集落営農組織でも、経営が順調に発展していけば、それらの効果が更に拡大することが期待される。

続いて、調査対象集落営農組織における基幹3作業の機械所有・利用の状況を見ると、機械の共同利用を基本としている組織が全体の2/3を占めたが、このうち26%の組織で、既に構成員所有の機械を処分していた。他方、構成員所有の機械により個別に作業を行うこと基本としている組織が1/3あるが、そのうちの57%で「今後は、個別農家で機械の更新をしない」と取り決めており、機械の共同利用の進展が期待される状況となっている。

次に、集落内農地に対する集落営農組織の農地集積率を見ると、集積率50%以上の組織が7割弱を占めるほか、集積率90%以上の組織も2割見られる。また、JA、市町村、企業のOB等や現職が中心となっている組織が相当数見られ、こうした「人材」が農用地利用調整の面でも実質的に大きな役割を果たしていると思われる。

経営作物の変化については、調査対象組織の9割弱で米を生産しているが、その半数以上で経営への米の取り込みまたは、稲作の共同作業が不十分となっている。その中で、北陸、東海、中国・四国では、経営への米の取り込みおよび稲作の共同作業化が十分な組織が多い。また、全体の6割強、東北・北陸の9割では、それぞれ新規作物の導入や加工・直売などの多角化を実施・志向している。

適正規模については、調査対象組織の大半が経営規模について現状維持の意向を有している。これを利用集積面積規模別に見ると、30ha未満の組織では2割強が他の組織との統合を希望しているのに対して、30～50haの組織では、面的範囲拡大の意向は低く、多角化を目指す傾向が強い。そして、50ha以上の組織では、分割の可能性がある事例が現れる。

組織の法人化については、調査対象の非法人のうち37%が法人化に積極的で、63%が消極的となっており、経営体としての実態が整備され、特定の担い手に作業が集中する体制の組織ほど、法人化する傾向にある。

以上のように、水田・畑作経営所得安定対策の導入を機に集落営農組織が立ち上げられたことにより、地域農業や農業経営に良い影響が出ており、今後、それが拡大する可能性があることが明らかとなった。2年目においては、時系列での分析に重点を置きつつ、収支決算から同対策導入による経済的な影響についても把握・分析することとしたい。